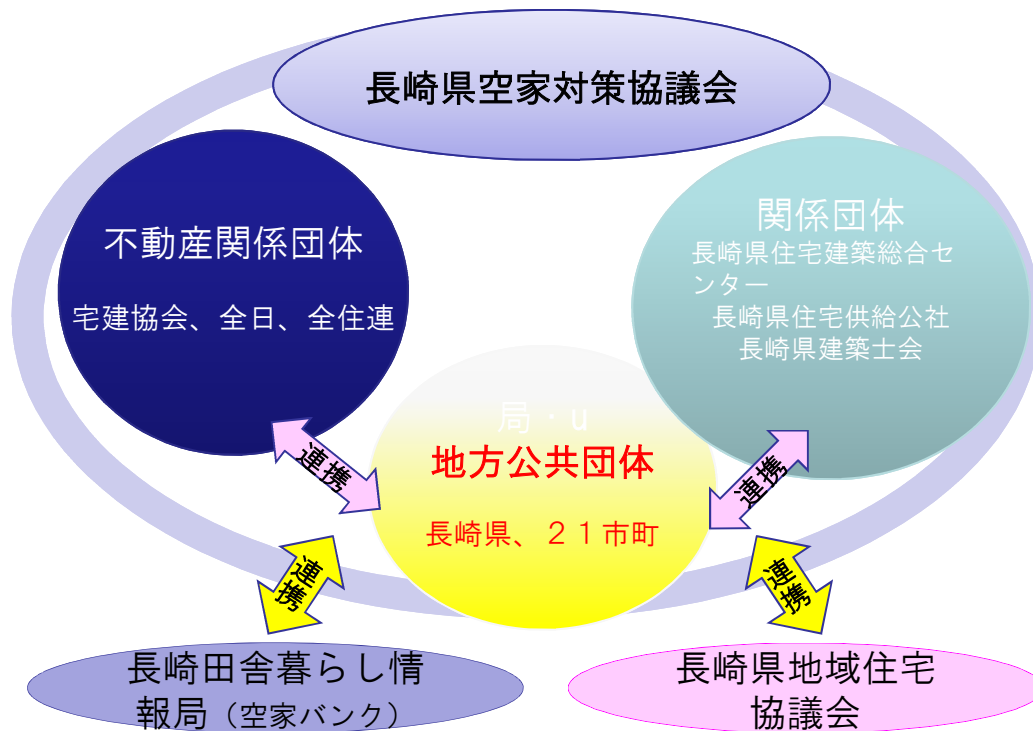


長崎県空家対策協議会の概要 H26年度設立

○目的： 長崎県内において増加する空家等（建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされていないもの及びその敷地をいう。以下同じ）について適正に管理され又は活用（売買・賃貸）され若しくは解体される仕組みを構築し、空家の適正管理に対する相談体制を整備する。



○構成

・不動産関係団体

- (公社)長崎県宅地建物取引業協会
- (公社)全日本不動産協会長崎県本部
- (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会

・関係団体

- (一財)長崎県住宅・建築総合センター
- 長崎県住宅供給公社
- (一社)長崎県建築士会

・地方公共団体

- 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市
- 平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市
- 雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町
- 川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
- 長崎県

○役割

空家の適正管理に関し、会員相互の連絡調整を高め相談窓口を設置し、県内における空家等の相談に応じ、適切な情報を提供する。